

平成20年2月21日

観音寺市長 白川晴司様

観音寺市行政改革推進委員会
会長 久保 等

観音寺市行政改革への提言

平成18年度において、新観音寺市の行政改革大綱、定員適正化計画及び集中改革プランが策定されましたが、その策定過程において、私たち観音寺市行政改革推進委員会は、市民の視点からさまざまな意見を提言してまいりました。

この度、貴職より提示されました平成18年度における行政改革の取り組み、特に集中改革プランの取組実績について、当委員会で慎重に審議し、意見を取りまとめましたので、ここに行政改革の取り組みに関して提言いたします。

貴職におかれましては、本提言を尊重していただき、今後の更なる行政改革の推進に取り組まれますよう期待するものであります。

観音寺市行政改革への提言

平成20年2月

観音寺市行政改革推進委員会

1. 収入の確保

市の財政健全化のためには、市税等の収納率を向上させ、収入の確保に努めなければならない。そのためには、市税を含めた公共料金等の徴収体制を強化しなければならないが、併せて遊休市有財産の売却など自主財源の確保を更に押し進めることが重要である。

また、市の主要な財源である交付税などについては、国等に対して、減額がなされないよう強く要望していかなければならない。

2. 事務事業の見直し 個々の事務事業の見直しについては一定の成果が上がっているが、よ

り大きな成果を上げるためには、業務委託を含め、人件費の削減など効果的な改革をする必要がある。

また、し尿手数料などの使用料、手数料の改正が行われてはいるが、一部において負担率や料金の統一が成されていない状況にあるため、今後、計画的な改善を行い、市民負担の平等化を図るべきである。

3. 組織・機構の再編、見直し 支所の縮小など組織再編を行う場合、市民サービスを低下させないた

めに、本庁と支所、また各課間の連携が円滑に行えるよう事務調整を十分に行う必要がある。

そして、組織の縮小に伴う職員数の削減を行うだけでなく、職員の資質の向上を図ることにより、市民サービスの向上と管理経費の削減に努めていくべきである。

4. 定員管理・給与の適正化等 正規職員の削減はもちろん、臨時職員についても削減して人件費を抑

制することが大きな改革である。事務事業の見直しや公共施設の運営見直し、組織の再編などと並行して、正規職員及び臨時職員の削減に努力

しなければならない。

ただし、職員の削減を行っていく上において、市民サービスの低下を招かないためにも、施設の委託や事務事業の見直しなどについて現状を十分把握した上で、職員を削減していくことに留意すべきである。